

 令和 年 月 日 税務署長殿		事業種目 <small>期末現在の資本金の額又は出資金の額</small>	青色申告 一連番号
納税地 電話( ) -	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの 非中小法人	円	整理番号
本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)	同非区分 同 株式会社 非同 株式会社		事業年度(至)
法人名	旧納税地及び旧法人名等		売上金額
法人番号	恒久的施設の有無及びその種類 (有) (無)		申告年月日
代表者氏名/住所 (フリガナ)	支店 長 建設 代理人 等の地 事務所 工事現場等		通信日付印 確認 庁指定 局指定 指導等 区分
(フリガナ) 国内源泉所得に係る事業等の責任者	添付書類 <small>貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書</small>		申告区分 法人税 関税 修正 地方 関税 修正

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書  
 課税事業年度分の地方法人税 申告書  
 (中間申告の場合 令和 年 月 日) 適用額明細書 提出の有無 (有) (無)  
 税理士法第30条 の書面提出有 (有) (無) 税理士法第33条 の2の書面提出有 (有) (無)

この申告書による法人税額の計算		十億 百万 千 円			
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額による法人税額の計算等	所得金額又は欠損金額(別表四「52」の①)	1			
	法人税額(45)+(46)	2			
	法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	3			
	差引法人税額(2)-(3)	4			
	リース特別控除取戻税額等	5			
	法人税額計(4)+(5)	6			00
	分配時調整外国税相当額の控除額(別表六(五)の②「7」)	7			
	控除税額((6)-(7)と(49)のうち少ない金額)	8			
	差引所得に対する法人税額(6)-(7)-(8)	9			
	欠損金等況 欠損金等の当期控除額(別表七(一)「4」の①)に「5」の①)を控除した金額(別表七(一)「5」の①)に「5」の②)を控除した金額(別表七(一)「5」の②)を控除した金額(別表七(一)「5」の③)を控除した金額(別表七(一)「5」の④)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑤)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑥)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑦)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑧)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑨)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑩)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑪)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑫)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑬)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑭)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑮)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑯)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑰)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑱)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑲)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑳)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉑)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉒)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉓)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉔)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉕)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉖)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉗)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉘)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉙)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉚)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉛)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉜)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉝)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉞)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉟)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊱)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊲)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊳)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊴)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊵)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊶)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊷)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊸)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊹)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊺)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊻)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊼)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊽)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊾)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊿)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊿)	10			
	等況	11			
納付法人税額	(51)のうちその他の国内源泉所得に係る法人税額から控除できる金額(19)と(51)のうち少ない金額	22			
	控除しきれなかった金額(51)-(22)	23			
	(58)のうち恒久的施設帰属所得に係る法人税額から控除できる金額(9)と(58)のうち少ない金額	24			
	控除しきれなかった金額(58)-(24)	25			
	合計((9)-(24))+((19)-(22))	26			00
	中間申告分の法人税額	27			00
	差引確定(注)の法人税額(26)-(27) (注)注の法人税額(26)-(27)の場合は(30)へ記入)	28			00
この申告書による地方法人税額の計算	課税標準法人税額((6)+(6の外番)+(17)+(17の外番))	34			000
	所得地方法人税額(63)	35			
	分配時調整外国税相当額の控除額(別表六(五)の②「8」)と(35)のうち少ない金額	36			
	外国税額の控除額(別表六(二)「47」)	37			
	差引地方法人税額(35)-(36)-(37)	38			00
	中間申告分の地方法人税額	39			00
	差引確定(注)の地方法人税額(38)-(39) (注)注の地方法人税額(38)-(39)の場合は(41)へ記入)	40			00
	この申告による還付金額(39)-(38)	41			
その他の国内源泉所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	所得金額又は欠損金額(別表四「52」の①)	12			
	法人税額(54)+(55)	13			
	法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	14			
	差引法人税額(13)-(14)	15			
	リース特別控除取戻税額等	16			
	法人税額計(15)+(16)	17			00
	控除税額((17)と(56)のうち少ない金額)	18			
	差引所得に対する法人税額(17)-(18)	19			
	欠損金等況 欠損金等の当期控除額(別表七(一)「4」の①)に「5」の①)を控除した金額(別表七(一)「5」の①)に「5」の②)を控除した金額(別表七(一)「5」の②)を控除した金額(別表七(一)「5」の③)を控除した金額(別表七(一)「5」の④)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑤)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑥)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑦)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑧)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑨)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑩)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑪)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑫)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑬)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑭)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑮)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑯)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑰)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑱)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑲)を控除した金額(別表七(一)「5」の⑳)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉑)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉒)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉓)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉔)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉕)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉖)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉗)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉘)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉙)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉚)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉛)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉜)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉝)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉞)を控除した金額(別表七(一)「5」の㉟)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊱)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊲)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊳)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊴)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊵)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊶)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊷)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊸)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊹)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊺)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊻)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊼)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊽)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊾)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊿)を控除した金額(別表七(一)「5」の㊿)	20			
	等況	21			
この申告による還付金額	所得税額等の還付金額(23)+(25)	29			
	中間納付税額(27)-(26)	30			
	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	31			
	計(29)+(30)+(31)	32			
	この申告が修正申告である場合この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(61)	33			00
この申告が修正申告である場合この申告により納付すべき地方法人税額(67)		42			00
剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額					
還付を受ける金融機関等	銀行 本店・支店 郵便局名等 金庫・組合 出張所 預金 農協・漁協 本所・支所				
	口座番号 ゆうちょ銀行の貯金記号番号				
	※税務署処理欄				

税理士名